

掛川市条例第4号

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月4日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(勤勉手当) 第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定管理職員にあつては、100分の95）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の42.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の75（特定管理職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の35（特定管理職員にあつては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	

再任 用職 員以 外の 職員	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
	82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
	83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
	84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
	85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
	86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	409,300	
	87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	409,600	
	88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	409,800	
	89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	410,000	
	90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	410,300	
	91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	410,600	
	92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	410,800	
	93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	411,000	
	94		293,600	341,400		392,100	411,300	
	95		294,000	341,900		392,400	411,600	
	96		294,400	342,300		392,600	411,800	
	97		294,600	342,400		392,800	412,000	
	98		294,900	342,900		393,100		
	99		295,300	343,300		393,400		
100		295,700	343,600		393,600			
101		295,900	343,900		393,800			
102		296,200	344,300		394,100			
103		296,600	344,700		394,400			
104		296,900	345,100		394,600			
105		297,100	345,600		394,800			
106		297,400	346,000					
107		297,800	346,400					
108		298,100	346,800					
109		298,300	347,300					

	110		298,700	347,700					
	111		299,100	348,000					
	112		299,400	348,300					
	113		299,500	348,800					
	114		299,800						
	115		300,100						
	116		300,500						
	117		300,700						
	118		300,900						
	119		301,200						
	120		301,500						
	121		301,900						
	122		302,100						
	123		302,400						
	124		302,700						
	125		303,000						
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(この条例の目的及び効力)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、行政職給料表(別表)とし、同表の適用範囲は、第39条に規定する職員以外のすべての職員とする。</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権</p>	<p>(この条例の目的及び効力)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、行政職給料表(別表第<u>1</u>)とし、同表の適用範囲は、第39条に規定する職員以外のすべての職員とする。</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>級別基準職務表(別表第2)</u>で定める。</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権</p>

者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35（特定管理職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80（特定管理職員にあっては、100分の100）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定管理職員にあっては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

級別基準職務表

職務の級	職務の内容
1級	1 事務員、医療事務員、技術員、司書又は学芸員の職務 2 主事補、医療主事補又は技師補の職務 3 保健師、看護師又は栄養士の職務 4 幼児教育士の職務 5 自動車運転手の職務 6 技術員又は業務員の職務 7 給食員、調理師又は事務助手の職務 8 消防副士長又は消防士の職務
2級	1 主事、医療主事又は技師の職務 2 社会福祉主事、社会教育主事又は統計主事の職務 3 専門的知識又は経験を有する保健師、看護師又は栄養士の職務 4 専門的知識又は経験を有する幼児教育士の職務 5 自動車運転士の職務 6 専門的知識又は経験を有する技術員又は業務員の職務 7 専門的知識又は経験を有する調理師又は事務助手の職務 8 消防士長又は専門的知識又は経験を有する消防副士長の職務 9 専門的知識又は経験を有する司書又は学芸員の職務
3級	1 主任の職務 2 副主任の職務 3 高度の専門的知識又は経験を有する主事、医療主事、技師、司書又は学芸員の職務 4 高度の専門的知識又は経験を有する社会福祉主事、社会教育主事又は統計主事の職務 5 高度の専門的知識又は経験を有する保健師、看護師又は栄養士の職務 6 高度の専門的知識又は経験を有する幼児教育士の職務 7 高度の専門的知識又は経験を有する自動車運転士の職務 8 高度の専門的知識又は経験を有する技術員又は業務員の職務 9 高度の専門的知識又は経験を有する調理師又は事務助手の職務 10 高度の専門的知識又は経験を有する消防士長又は消防副士長の職務
4級	1 検査官の職務 2 調整官の職務 3 主査の職務 4 指導主事の職務 5 高度の専門的知識又は経験を有する主任の職務
5級	1 係長の職務 2 園長の職務 3 秘書官の職務

	<ul style="list-style-type: none"> 4 次席の職務 5 高度の専門的知識又は経験を有する検査官の職務 6 高度の専門的知識又は経験を有する主査の職務 7 高度の専門的知識又は経験を有する指導主事の職務
6 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 主幹の職務 2 室長の職務 3 所長の職務 4 専門官の職務 5 主席検査官の職務 6 支所次長の職務 7 出納局次長の職務 8 主席指導主事の職務 9 主席園長の職務 10 大東図書館長の職務 11 副署長又は分署長の職務
7 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 次長の職務 2 消防次長の職務 3 課長の職務 4 支所長の職務 5 参事の職務 6 健康統括官の職務 7 事務局長の職務 8 図書館長の職務 9 消防署長の職務
8 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 理事の職務 2 部長の職務 3 危機管理監の職務 4 南部行政事務局長の職務 5 会計管理者の職務 6 参与の職務 7 議会事務局長の職務 8 教育次長の職務 9 消防長の職務

(掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年掛川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前		改 正 後																																					
(給与に関する特例) 第7条 特定任期付職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。)には、次の給料表を適用する。		(給与に関する特例) 第7条 特定任期付職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。)には、次の給料表を適用する。																																					
<table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>370,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>418,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>470,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>531,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>606,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>708,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>828,000</u></td></tr></tbody></table>	号給	給料月額		円	1	<u>370,000</u>	2	<u>418,000</u>	3	<u>470,000</u>	4	<u>531,000</u>	5	<u>606,000</u>	6	<u>708,000</u>	7	<u>828,000</u>		<table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>371,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>419,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>471,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>532,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>607,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>709,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>829,000</u></td></tr></tbody></table>	号給	給料月額		円	1	<u>371,000</u>	2	<u>419,000</u>	3	<u>471,000</u>	4	<u>532,000</u>	5	<u>607,000</u>	6	<u>709,000</u>	7	<u>829,000</u>	
号給	給料月額																																						
	円																																						
1	<u>370,000</u>																																						
2	<u>418,000</u>																																						
3	<u>470,000</u>																																						
4	<u>531,000</u>																																						
5	<u>606,000</u>																																						
6	<u>708,000</u>																																						
7	<u>828,000</u>																																						
号給	給料月額																																						
	円																																						
1	<u>371,000</u>																																						
2	<u>419,000</u>																																						
3	<u>471,000</u>																																						
4	<u>532,000</u>																																						
5	<u>607,000</u>																																						
6	<u>709,000</u>																																						
7	<u>829,000</u>																																						
2～5 (略)		2～5 (略)																																					

(掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施

行する。

- 2 第1条の規定による改正後の掛川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（平成27年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 平成27年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の掛川市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、規則の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、規則の定めるところによる。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定又は改正前の掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。